

第 3 章 公共下水道(汚水)の 普及状況

1. 汚水整備事業
2. 水洗化の促進

1. 汚水整備事業

汚水整備事業は、昭和 33 年より計画的な取り組みを進めており、平成 8 年には下水道整備緊急措置法に基づく第 8 次下水道整備 5 カ年計画を策定し、これに基づき整備推進を図ってきました。

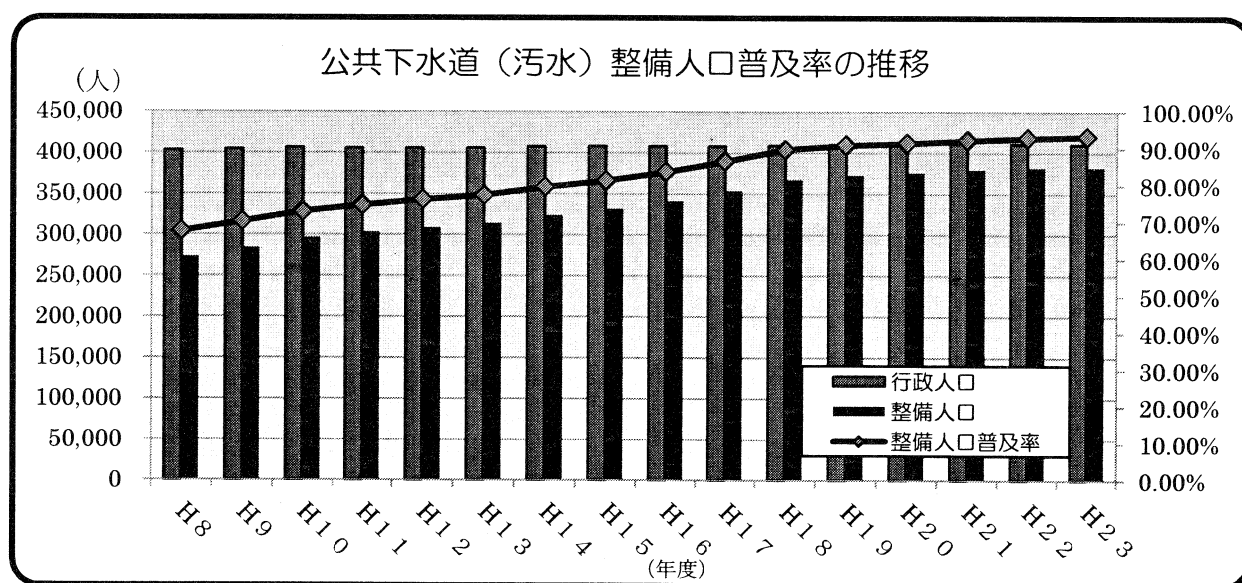
この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として、平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 カ年計画」を策定しました。

その後、本計画に基づき整備を推進してきましたが、平成 20 年度に発生した局地的豪雨による浸水被害への緊急対応や下水道特別会計の経営状態などを考慮し、全体事業の精査を行い、住居系地域の概成時期を平成 24 年度から平成 28 年度に延伸する見直しを行いました。

現在、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせ、汚水整備人口普及率 100%を目標に取り組んできた結果、平成 23 年度末には 93.3%となりました。

(H23 年度末現在)

計画面積 (A)	処 理 面 積 (B)	普及率 (B) / (A)
5,217	3,218	61.7
行政人口 (C)	整備済面積 (D)	整備率 (D) / (A)
410,142	3,238	62.1
	処 理 人 口 (E)	普及率 (E) / (C)
	381,327	93.0
	整備済人口 (F)	整備率 (F) / (C)
	382,546	93.3
	水洗化人口 (G)	水洗化率 (G) / (E)
	368,574	96.7



2. 水洗化の促進

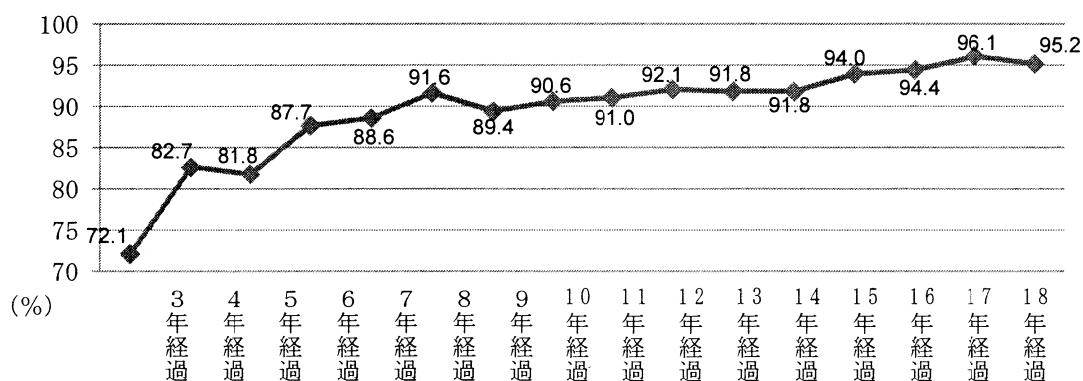
汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋（改造義務家屋）所有者は、供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための家屋の改造工事、いわゆる水洗化を行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的であるとともに、水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。

しかしながら、供用開始日から3年を経過しても水洗化されない「未接続家屋」は供用開始区域の拡大に伴い年々増加しています。そのため、これまでの制度の更なる活用や見直しなど、水洗化促進に向けた様々な取り組みを強化する必要があります。

【供用開始からの経過年数ごとの水洗化率の推移】

(平成23年度末現在)



【水洗便所改造状況】

(単位：戸)

供用開始年度	改造義務戸数	改 造 戸 数					未改造戸数
		20年度迄	21年度	22年度	23年度	計	
20年度迄	75,021	67,907	1,544	899	560	70,910	4,111
21年度	566		253	86	69	408	
22年度	1,603			801	240	1,041	
23年度	893				343	343	
合 計	78,083	67,907	1,797	1,786	1,212	72,702	

【未改造状況（義務期限3年経過分）】

(H23年度末現在)

区域名	改造義務戸数	改 造 戸 数	未 改 造 戸 数	改 造 率
北 部	3,392	3,376	16	99.5
中 部	56,513	52,668	3,845	93.2
南 部	15,116	14,866	250	98.3
合 計	75,021	70,910	4,111	94.5